

令和 年 () 第 号 請求事件

原告

被告

再送達の上申書

令和 年 月 日

東京簡易裁判所民事第 室 係 御中

原告

印

標記の事件につき、被告に対する口頭弁論期日呼出状、訴状副本等が不送達となっておりますが、被告の（住所・本店等・ ）が次のとおり判明しましたので、同所に宛てて送達してください。

〒

（理由）

- 新たな住所が判明したため
 本店が移転していることが判明したため

（添付書類）

- 報告書
 住民票

以上